

3 ごみ処理の実態

(1) ごみ処理行政の変遷

本市におけるごみ収集は、昭和13年10月に、各家庭のごみ箱から不定期に収集する方法が始まりました。当時はごみ収集車に鐘やオルゴールを付け、収集に来たことを市民に知らせていました。

その後、高度経済成長に伴う公害問題の解決が全国的な課題となり昭和45年、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）』が制定されごみの処理について、生活系ごみは市が、事業系ごみは排出者である事業者がそれぞれ責任を持って処理することとなりました。

それを受け本市では、昭和46年4月に各家庭用のポリバケツ方式、コンクリート製ごみ箱方式を廃止し、ごみステーション方式による全市一斉の可燃ごみと不燃ごみを分別した袋詰め定日収集を開始しました

平成に入ると、ごみ問題は公害問題から、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルが地球環境へ大きな負荷を与える、という世界規模の問題へと変化していきます。世界中で省資源化やリサイクルによる「資源循環型」の経済モデルへの転換が叫ばれ、日本では平成3年に『再生資源の利用の促進に関する法律（現：資源の有効な利用の促進に関する法律）』が平成9年に『容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器リサイクル法）』が施行されます。

この情勢に対応するかたちで、本市では平成9年8月から「ペットボトル」や「かん類」「びん類」等の分別収集を開始、平成18年10月に「プラスチック製容器包装」を収集品目に追加し、平成26年現在、7種14分別によりごみ資源物の分別収集を行っています。

また、ごみの収集運搬については、昭和45年から一部民間委託を開始し、平成9年に「燃やせるごみ」を全面委託、平成13年に「燃やせないごみ」「資源物」を全面委託しました。



画像：市広報映画『ゴミのない街づくり』（昭和39年製作）より抜粋

(2) 一般廃棄物処理施設

本市は、単独での一般廃棄物処理施設を設置していません。

ごみの焼却や資源化（中間処理）、埋め立て処分（最終処分）は、本市を含めた10市町村で構成する一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が運営する一般廃棄物処理施設で行われています。


なお、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設は以下のとおりです。

①中間処理施設

<p>ごみ焼却施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	炉型式	全連続燃焼式機械炉
	処理能力	225 t / 24時間 (75t / 24時間 × 3炉)
	総事業費	4,287,937 千円
	工場棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上6階、地下1階
	煙突	外筒＝鉄筋コンクリート造 内筒＝鋼板製（3本）・地上高59m
	建設年	昭和63年12月


<p>不燃ごみ破碎処理施設</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理方法	圧縮・剪断・衝撃破碎方式
	処理能力	50 t / 5時間 (10t / 時間)
	総事業費	253,245 千円
	破碎棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地上2階
	搬出・選別棟	鉄骨造 地上2階
	建設年	昭和53年3月

②中間処理施設（資源化施設）

<p>リサイクルセンター</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内	
	処理能力	2 t / 5時間 (ペットボトル減容機)	
	保管可能量	ガラスびん（無色）	43m ³
		ガラスびん（茶色）	43m ³
		ガラスびん（その他）	43m ³
		ペットボトル	71m ³
総事業費	114,994 千円		
建屋構造	鉄骨造平屋建		
建設年	平成10年1月		

<p>ストックヤード</p> 	所在地	会津若松市神指町大字南四合字深川西地内
	処理能力	13.6t/5時間×1基（減容機）
	保管可能量	受入ヤード 906m ³ 成品ヤード 136m ³
	総事業費	173,889千円
	建屋構造	鉄骨造平屋建
	建設年	平成17年3月

③最終処分施設

<p>沼平第二最終処分場</p> 	所在地	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平地内
	埋立容量	151,480m ³
	埋立面積	14,870m ²
	総事業費	2,073,749千円
	しゃ水構造	二重しゃ水シート シートの電氣的漏水検知装置
	透水管	107m (300mm) ・ 73m (600mm)
	水処理能力	40m ³ /日
	建設年	平成14年3月

(3) ごみ処理フロー

①生活系ごみの分別区分と出し方

分別区分		収集容器	規格・寸法等	備考
燃やせるごみ		透明または半透明の袋(指定無し)	・45ℓまで ・剪定枝は1本の長さ60cm、太さ10cm以内	同様のレジ袋も可
燃やせないごみ		同上	・45ℓまで ・袋に入らないものはそのまま出す	同上
かん類	スチールかん	網かご	800mm × 800mm × 800mm	
	アルミかん	同上	同上	
びん類	無色ガラスびん	プラスチック製コンテナ	500mm × 350mm × 300mm	
	茶色ガラスびん	同上	同上	
	その他ガラスびん	同上	同上	
プラスチック類	ペットボトル	網かご	900mm × 900mm × 900mm	
	プラスチック製容器包装			
古紙類	新聞紙	なし	なし	ひもでしばって出す
	雑誌・雑がみ	なし	なし	①ひもでしばって出す ②紙袋に入れて出す
	ダンボール	なし	なし	ひもでしばって出す
	紙パック	なし	なし	同上
粗大ごみ・リサイクル品		なし	・1人で運べない 大きさ、重さ ・2m以内	・申し込み制 ・1回につき3点まで

②生活系ごみの収集体制

ア ごみ・資源物ステーション

本市では、効率的なごみ収集を行なうため、ステーション方式を採用しています。

ごみステーションは20～30世帯につき1ヶ所、資源物ステーションは50世帯につき1ヶ所を目安に各町内会が場所を選定し、市の承認を受けて利用しています。

市内のごみ・資源物ステーションの数は約4,000ヶ所（ごみ専用ステーション約2,500ヶ所、資源物専用ステーション約200ヶ所、ごみ・資源物共用ステーション約1,300ヶ所）です。

ごみステーションの清掃や維持管理は、設置した町内会等、住民が行います。

なお、ごみ・資源物ステーションの整備にかかる経費については、補助を行っています。

イ 収集体制

本市ではごみ・資源物ステーションからの収集運搬は民間委託、「粗大ごみ」は直営で実施しています。

収集頻度や車両台数は以下のとおりです。

分別の種類	実施方法	収集車両	車両台数	収集頻度
燃やせるごみ	民間委託	パッカー車	23	毎週2回
燃やせないごみ		ダンプ	9	毎月2～3回
びん類		トラック	9	毎月2～3回
かん類			5	毎月2～3回
古紙類			9	毎月2～4回
ペットボトル		パッカー車	5	毎月2～3回
プラスチック製容器包装		パッカー車	7	毎週1回
粗大ごみ	直営	トラック	3	毎週1回

③その他のごみの処理体制

ア 一時多量ごみ

引越しや大掃除等でごみステーションに出し切れない量のごみが一度に発生した場合は、排出者の責任において、本人が直接、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するか、のいずれかの方法で処理しています。

イ 特定家庭用機器一般廃棄物（家電4品目）

「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」に基づき、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。

ウ メーカーの自主回収・リサイクルが行なわれている物

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、ボタン型電池、インクカートリッジ等、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号）」に基づきメーカーが自主回収制度によりリサイクルしている製品は、小売店又は排出者の責任においてリサイクルしています。

エ 適正処理困難物

一般廃棄物処理施設では処理できない、いわゆる「処理困難物」については、ベッドスプリング、物干し台、漬物石等の日常生活で使用する物については市の責任で、コンクリートやレンガ、外壁材等の建築資材、農薬等の薬品、バッテリーやボイラー等の機械器具類等は小売店又は排出者の責任において、それぞれ民間の処理業者に委託して処理しています。

オ 小動物の死体

道路上等で死亡した犬、ねこ等及び、家庭で飼っていた犬やねこの死体について、回収し、専用の焼却炉で焼却処理を行っています。

なお、ペットについては、処理1体につき 1,020 円、収集1回につき 1,020 円の手数料を徴収しています。

	導入年月	昭和 63 年 10 月
	焼却能力	50kg/時間
	容量	W650mm × L1,300mm × H550mm
	電力	自動車エンジン直結型発電機又は家庭用 100V 電源を使用
	概要	犬、ねこ等の死体焼却を目的とし、2t 車に搭載した移動式の焼却炉である

カ 川ざらい土砂

地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂は、専用の「土砂ピット」に一時保管し、水分を除去後にごみ類を取り除く「ふるい分け」を行い、一般廃棄物として、会津若松地方広域市町村圏整備組合の最終処分場へ埋立て処理しています。

④事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号）」に基づき、事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者の責任において適正に処理する必要があります。

本市では、会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するかいずれかの方法で処理しています。

事業系ごみの 処理手数料	焼却するもの 10kg につき 80 円 破碎するもの 10kg につき 170 円	環境センター条例 ※平成 26 年 7 月施行
-----------------	---	----------------------------

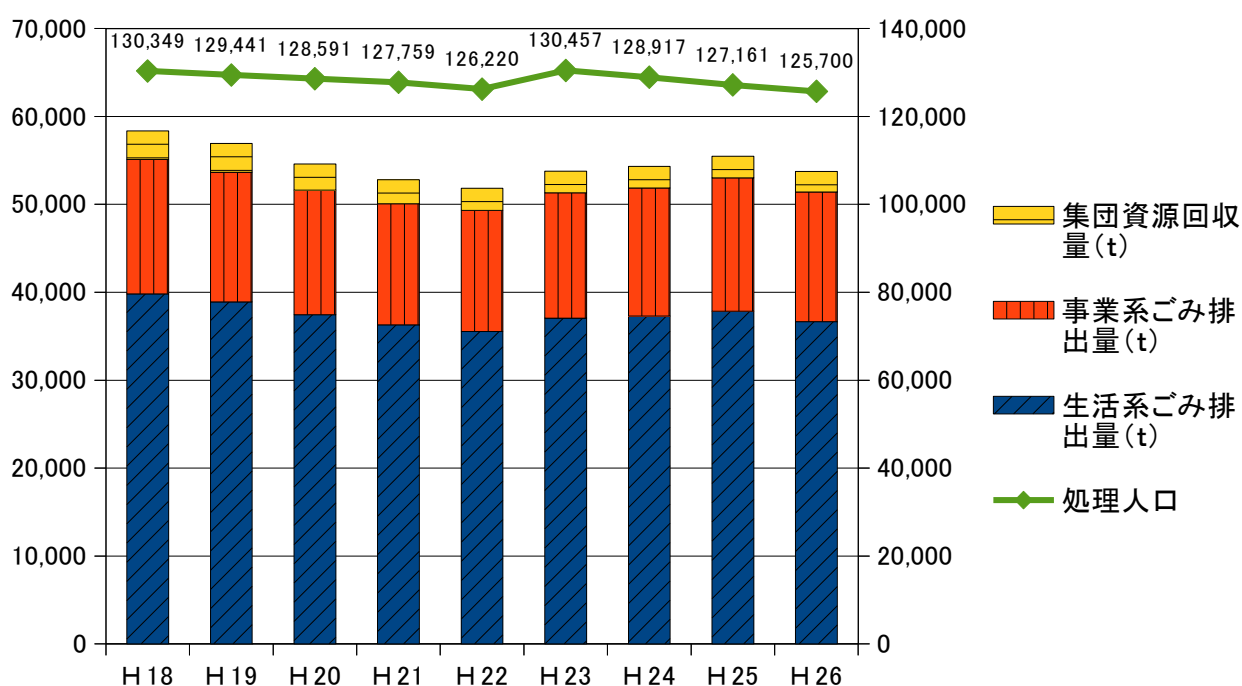
(4) ごみ排出量の推移

前計画の中間見直し（後期計画の策定）を行なった平成22年度まではごみ排出量が減少傾向にありましたが、東日本大震災が発生した平成23年度以降、増加傾向に転じ、平成26年度には再び減少しています。

この排出量の一時的な増加は県内の他市町村でも見られ、そうした県内の状況や市民の排出実態等を考慮すると、東日本大震災等による影響と考えられます。

（詳細は、「【資料2】ごみの増加要因の分析」を参照）

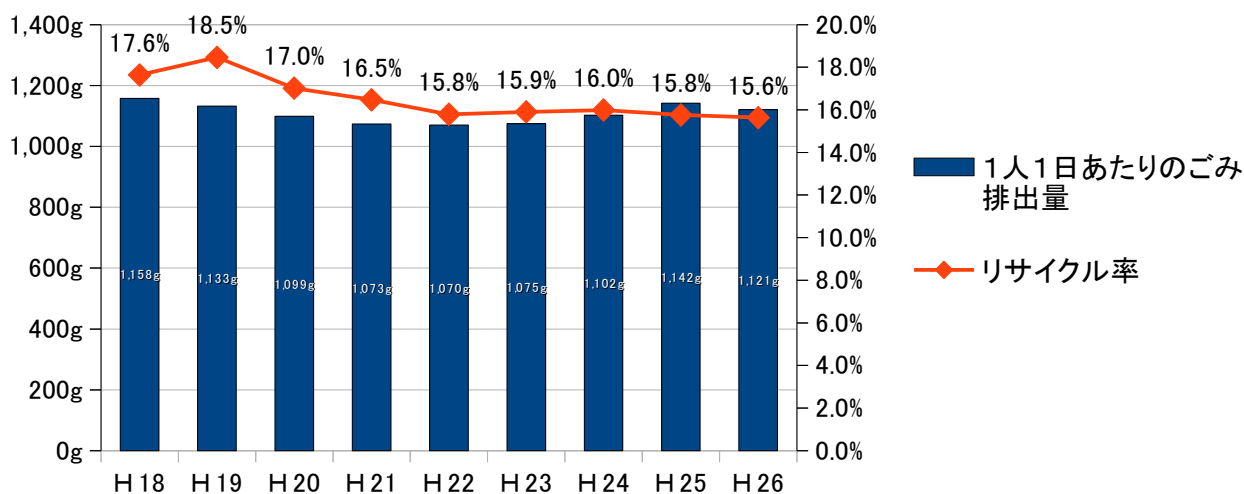
◆ グラフ・表 4-1 ごみ排出量の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
処理人口(人)	130,349	129,441	128,591	127,759	126,220	130,457	128,917	127,161	125,700
生活系ごみ排出量(t)	39,828	38,892	37,455	36,292	35,543	37,047	37,295	37,850	36,660
事業系ごみ排出量(t)	15,265	14,767	14,149	13,762	13,760	14,267	14,564	15,162	14,758
集団資源回収量(t)	3,265	3,256	2,980	2,744	2,517	2,453	2,464	2,457	2,339

※平成23年度からは本市への避難者も含まれます。

◆ グラフ・表 4-2 1人1日あたりのごみ排出量とリサイクル率の推移



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1人1日あたりのごみ排出量 (g)	1,158	1,133	1,099	1,073	1,070	1,075	1,102	1,142	1,121
リサイクル率 (%)	17.6%	18.5%	17.0%	16.5%	15.8%	15.9%	16.0%	15.8%	15.6%

※ リサイクル率の伸び悩みの要因

平成20年度以降、本市のリサイクル率は伸び悩みを見せています。これは、容器包装リサイクル法（※）等の法令に基づき、製造事業者の商品そのものの軽量化・省資源化の影響があるものと考えられます。

《資源物の軽量化の実績》

素材	指標	2013年度実績 (2004年度比)	2006年度からの 累計削減量
ガラスびん	1本あたり平均重量	1.7% 軽量化	163千トン
PETボトル	指定PETボトル全体	14.1% 軽量化	333千トン
紙製容器包装	総量	9.6% 削減	915千トン
プラスチック製容器包装	削減率	13.0% 削減	61.7千トン
スチール缶	1缶あたり平均重量	5.7% 軽量化	140千トン
アルミ缶	1缶あたり平均重量	4.1% 軽量化	60千トン
飲料用紙容器	牛乳用500ml紙パック	1.6% 軽量化	419トン
ダンボール	1㎡あたり平均重量	3.8% 軽量化	1,310千トン

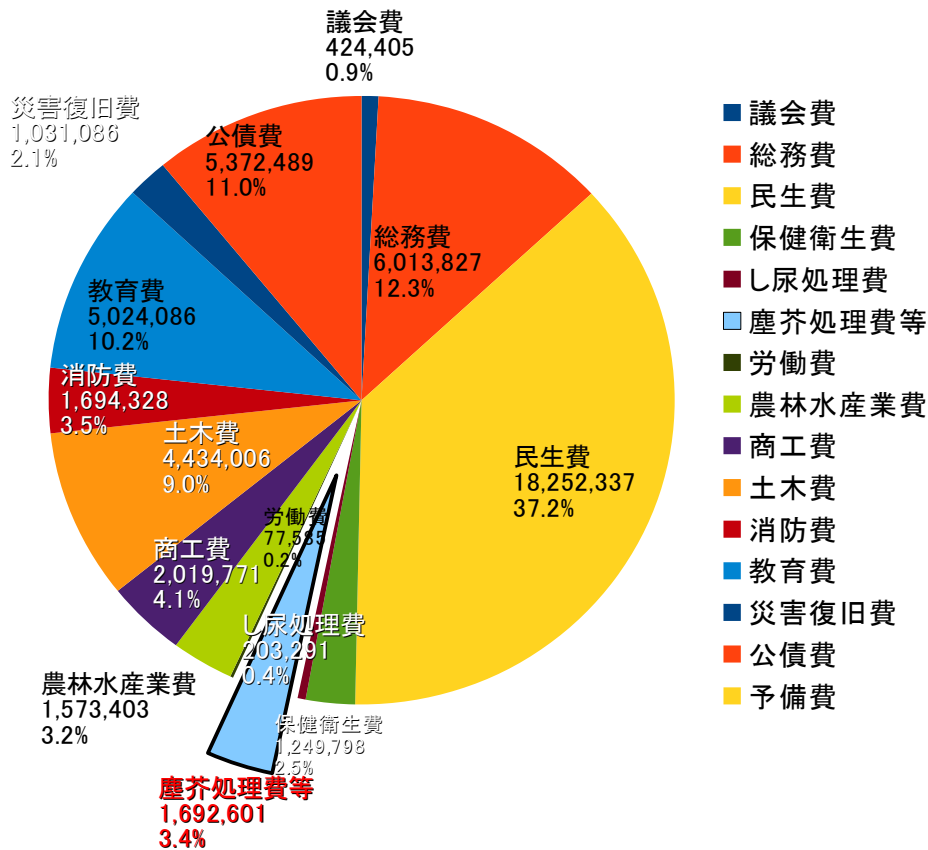
(データ:『日本容器包装リサイクル協会ニュースNo. 68』P3 参照)

(5) ごみ処理経費

本市のごみの収集から焼却や資源化、埋立て処理といったごみ処理の全体にかかる経費は約17億円で、市の歳出（約490億円）の約3%程度で推移しています。

今後、長期的には人口減少等により、市の歳入財源が減少し、現状と同じ収集体制とした場合は、相対的にごみ処理経費が高くなることも予想されます。

◆ グラフ・表 4-3 市の財政に占める塵芥処理費等(ごみ処理経費)の割合



績

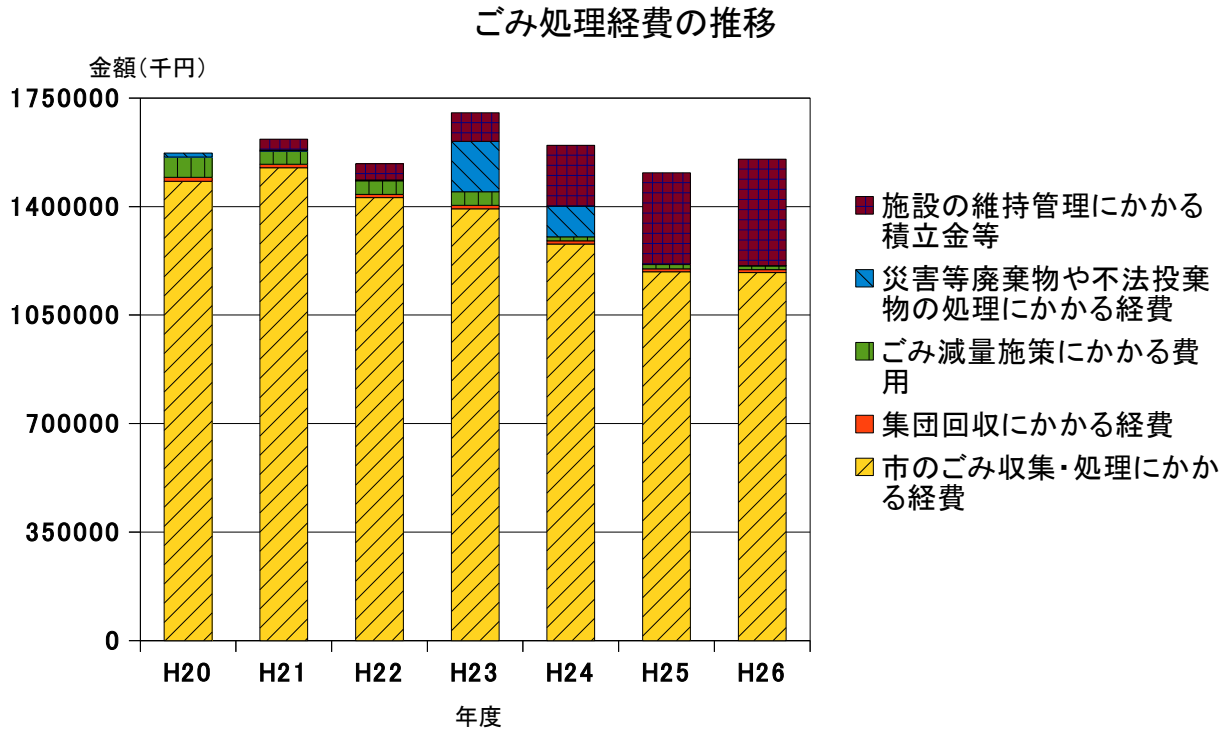
項目	H26		
	金額(千円)	構成比	
議会費	424,405	0.9%	
総務費	6,013,827	12.3%	
民生費	18,252,337	37.2%	
衛生費	保健衛生費	1,249,798	2.5%
	し尿処理費	203,291	0.4%
	塵芥処理費等	1,692,601	3.4%
労働費	77,585	0.2%	
農林水産業費	1,573,403	3.2%	
商工費	2,019,771	4.1%	
土木費	4,434,006	9.0%	
消防費	1,694,328	3.5%	
教育費	5,024,086	10.2%	
災害復旧費	1,031,086	2.1%	
公債費	5,372,489	11.0%	
予備費	0	0.0%	
合計	49,063,013	100.0%	

◆ グラフ・表 4-4 ごみ処理経費の推移

本市では、環境省が定めた『一般廃棄物会計基準』という、企業会計の考え方を採り入れた経費の計算方法を用いて、ごみ処理にかかるコストを分析しています。

過去5年間のごみ処理経費の推移は以下のとおりです。

※平成23年度、24年度は、東日本大震災によって発生した災害等廃棄物（土壁、コンクリートブロック等）の処理にかかった経費が含まれます。



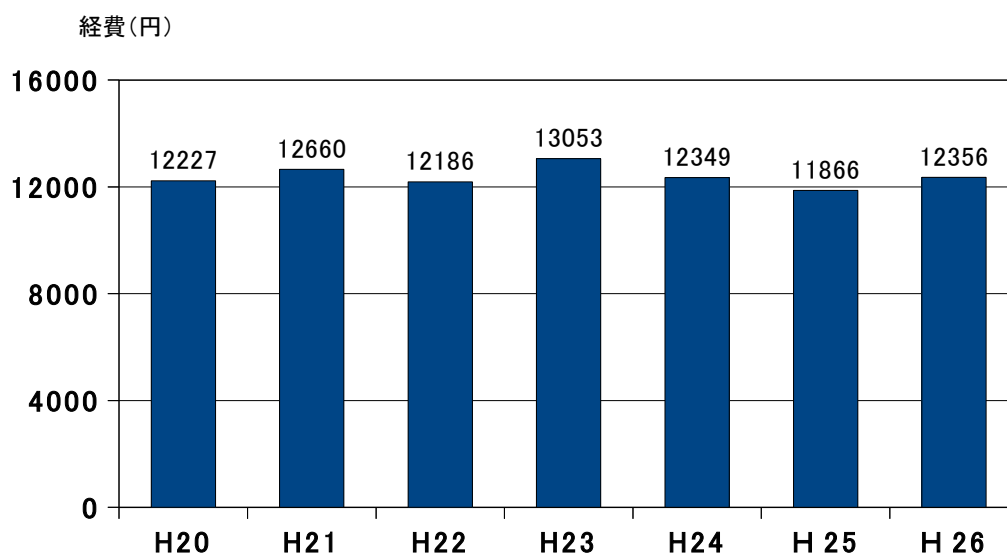
(単位:千円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市のごみ収集・処理にかかる経費	1,481,524	1,525,184	1,429,220	1,393,117	1,279,446	1,189,539	1,186,992
施設回収にかかる経費	12,499	11,493	10,518	11,236	10,017	9,968	9,480
ごみ減量施策にかかる費用	66,200	42,242	43,657	43,787	13,279	13,710	12,239
災害等廃棄物や不法投棄物の処理にかかる経費	12,040	3,644	2,527	162,658	99,015	676	1,116
施設の維持管理にかかる積立金等	0	34,804	52,192	92,082	195,602	295,030	343,293
合計	1,572,263	1,617,367	1,538,114	1,702,880	1,597,359	1,508,923	1,553,120

◆ グラフ・表 4-5 1人あたりのごみ処理経費の推移

本市では、ごみ処理経費を市民の税負担のみで賄っています。

1人あたりのごみ処理経費は年間約12,000円程度で推移していますが、今後の人口減少に伴うごみ処理経費に充てる財源の縮小によって、1人あたりの負担額が増加していく可能性があります。



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
処理人口(人)	128,591	127,759	126,220	130,457	128,917	127,161	125,700
1人あたりの年間ごみ処理経費(円/人)	12,227	12,660	12,186	13,053	12,349	11,866	12,356